

自発的申出 FAQ

1. 全般について

問 自発的申出制度の概要を教えてください。

答 下請法違反行為をしていた親事業者が中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に対して自発的に違反行為を申し出た場合、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、所要の事由が認められた場合には、公正取引委員会に対する措置請求を行わない取扱いとする制度です。

問 自発的申出の方法を教えてください。

答 自発的申出を行う場合には、自発的申出書を作成し、疎明資料（自発的申出書の記載内容の裏付けとなる資料）を添付の上、中小企業庁に郵送してください。当該申出書については、様式を問いませんが、主に、次の事項を記載した書面に社印又は代表者印を押印の上で提出してください。

①貴社の概要、②申出の経緯、③下請取引の内容、④自認する違反行為の内容、⑤違反行為取りやめの状況、⑥不利益回復措置の状況、⑦再発防止策の状況

また、疎明資料は、例えば、次のようなものになります。

①貴社の概要

会社概要、パンフレット、ホームページ等

②申出の経緯

社内調査等を行った場合はその旨の連絡文書、申出を行うことを決定ないし報告した社内会議資料等

③下請取引の内容

対象となる下請事業者リスト（事業者名、資本金、下請取引の内容等が記載されたもの）等

④自認する違反行為の内容

下請法第4条違反の場合は契約書、発注書、納品書、請求書、支払明細等、下請法第3条違反の場合は発注書（あらかじめ別に取引条件を記載した書面を含みます。）

⑤違反行為取りやめの状況

前記④と同じ

⑥不利益回復措置の状況

下請事業者に対して返還した額が分かる振込明細、対象となる下請事業者リスト（事業者名、違反行為、返還金額等が記載されたもの）等

⑦再発防止策の状況

取締役会議事録の写し、役員及び従業員宛て電子メール、電子掲示板において周知した内部文書、下請事業者に対して周知した文書、社内研修で使用した資料及び参加者名簿等

問 自発的申出書及び疎明資料の提出方法を教えてください。

答 下請法は中小企業庁及び公正取引委員会において所管しており、貴社が中小企業庁の担当となる会

社である場合には、貴社の本社を管轄している中小企業庁の窓口にて自発的申出書及び疎明資料を郵送してください。また、公正取引委員会の担当となる会社である場合には、公正取引委員会の窓口を御案内いたします。

なお、貴社が中小企業庁の担当となる会社であるか否かは、中小企業庁にて確認いたします。また、中小企業庁の窓口については次の通りです。

○中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1 Tel 03 (3501) 1732 (直) FAX 03 (3501) 1504

○北海道経済産業局 産業部 中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎

Tel 011 (700) 2251 (直) FAX 011 (728) 4364

(管轄区域：北海道)

○東北経済産業局 産業部 中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟

Tel 022 (221) 4922 (直) FAX 022 (215) 9463

(管轄区域：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県)

○関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

Tel 048 (600) 0325 (直) FAX 048 (601) 1500

(管轄区域：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県)

○中部経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 4-1-22

Tel 052 (589) 0170 (直) FAX 052 (589) 0173

(管轄区域：富山県，石川県，岐阜県，愛知県，三重県)

○近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

Tel 06 (6966) 6037 (直) FAX 06 (6966) 6079

(管轄区域：福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県)

○中国経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館

Tel 082 (224) 5745 (直) FAX 082 (205) 5339

(管轄区域：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県)

○四国経済産業局 産業部 中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館

Tel 087 (883) 6423 (直) FAX 087 (811) 8558

(管轄区域：徳島県，香川県，愛媛県，高知県)

○九州経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

Tel 092 (482) 5450 (直) FAX 092 (482) 5551

(管轄区域：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県)

○沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館

Tel 098 (866) 1755 (直) FAX 098 (860) 3710

(管轄区域：沖縄県)

問 中小企業庁に直接訪問して、自発的申出の書類を提出したいと考えております。

答 自発的申出の書類は、当該書類の内容によっては再度来庁して説明や書類の追完をしていただくこともあることから、まずは中小企業庁に郵送していただいて、中小企業庁において書類の内容を確認した上で、必要に応じて直接説明をお願いすることにしております。

問 定期書面調査の回答の別紙に自発的申出の内容を記載した場合、自発的申出の扱いになりますか。

答 定期書面調査の回答と自発的申出は別の制度であることから、自発的申出を行う場合には、定期書面調査の回答とは別に自発的申出書及び疎明資料を中小企業庁に郵送していただく必要があります。

問 下請法第3条（書面の交付義務）違反又は同法第5条（書類の作成・保存義務）違反も自発的申出の対象になりますか。

答 下請法第3条（書面の交付義務）違反又は同法第5条（書類の作成・保存義務）違反も自発的申出として受け付けております。

問 自発的申出の制度は義務なのですか。

答 自発的申出の制度は義務という性質ではなく、親事業者の法令遵守を促す観点から取り扱われており、自社の判断に依拠します。

問 自発的申出を行うと、措置請求が行われることはないのですか。

答 自発的申出について審査を行った結果、その要件を満たしていると認められた場合には措置請求を行わないこととしています。

2 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」における各要件について

(1)要件1について

問 自発的申出の要件として、「中小企業庁が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている」こととありますが、ここでいう「調査に着手」とは、いつの時点をいうのですか。

答 「調査に着手」とは、親事業者に調査実施の連絡を行った時点になります。

問 自発的申出の要件として、「公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている」こととありますが、ここでいう「調査」には、定期的実施する書面調査は含まれますか。

答 定期的実施する書面調査は、ここでいう「調査」には含まれません。

問 自発的申出を行った場合、いつの時点で申出を行ったことになりますか。

答 中小企業庁が申出書を受け付けた時に申出を行ったことになります。

(2)要件2について

問 自発的申出の要件として、「当該違反行為を既に取りやめている」こととありますが、申出を行う際には、当該違反行為を取りやめていなければなりませんか。

答 自発的申出を行う際には、当該違反行為を取りやめていなければなりません。

(3)要件3について

問 自発的申出の要件として、「当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている」こととありますが、不利益回復措置とは、どのようなことを行えばよいのですか。

答 例えば、下請法第4条第1項第2号（支払遅延）の規定に違反している場合には、下請代金及び同法第4条の2の規定による遅延利息を支払うことであり、同法第4条第1項第3号（減額）の規定に違反している場合には、下請代金の額から減じていた額を支払うことです。

なお、他の規定に違反している場合の不利益回復措置については、「下請取引適正化推進講習会テキスト」に記載されている原状回復措置（令和元年11月版であれば89頁）を参照してください。

問 支払遅延における遅延利息は、どのように計算すればよいのですか。

答 受領後60日（受領日を算入します。）を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年率14.6%を乗じた額を算出します。受領日は、親事業者が下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日であり、役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日です。

問 自発的申出の要件として、「当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている」こととありますが、下請事業者との関係などで支払が遅れることもあります。その場合でも、全ての支払が完了した後に申し出なければなりませんか。

答 申出時点で不利益回復措置を講じることが難しい理由がある場合には、当該理由及び予定している不利益回復措置を自発的申出書に記載して提出してください。

(4)要件4について

問 自発的申出の要件として、「当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている」こととありますが、再発防止策としては、どのようなことを行えばよいのですか。

答 例えば、今後同様の行為を行わない旨の取締役会での決議、自社の役員及び従業員への周知徹底、下請事業者に対する周知、下請法違反を起こさないよう研修を実施するなどの社内教育の徹底、再発防止のための社内システムの改善などを行うことが考えられます。

問 自発的申出の要件として、「当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている」こととありますが、再発防止策に係る全ての行為が完了していなければ、自発的申出を行えますか。

答 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることが予定していれば、提出していただいても構いませんが、予定している再発防止策及び実施時期を自発的申出書に記載して提出してください。

以上